



医療費のお知らせを発送します

協会けんぽでは、加入者の皆様にご自身の治療等にかかった医療費について確認していただき、健康保険事業の健全な運営を図るため、年1回「医療費のお知らせ」を発行しています。

送付時期

令和7年1月中旬から下旬にかけて、順次

対象者

令和6年11月上旬時点で協会けんぽに加入している被保険者および被扶養者

対象期間

令和5年9月診療分から令和6年8月診療分
(令和5年11月から令和6年10月までに、
協会けんぽにて受付した医療費情報)

記載内容

受診者名、診療区分(外来・入院など)、診療
年月、診療日数、医療機関名、医療費の額 など

通知方法

○事業所にお勤めの方およびその被扶養者の方
被保険者および被扶養者の内容を記載した
お知らせを個別に封入し、事業主様宛に発送
いたします。

☆ご注意ください☆

医療費のお知らせの記載内容には、個人情報
が含まれますので、開封せずにお渡しください。
お知らせは令和6年11月上旬時点の情報を
基に作成しています。到着時点で既にご退職さ
れた方のお知らせは、同封の返信用封筒にてご
返送ください。

○任意継続被保険者の方およびその被扶養者の方
被保険者および被扶養者の内容を記載した
お知らせを、ご自宅宛にて発送いたします。

よくあるご質問

協会けんぽ 医療費のお知らせ



Q. 医療費のお知らせが届いていない従業員がいるのはなぜですか。

A. 医療費のお知らせは、主に令和5年9月から令和6年8月までの間に医療機関へ受診された分が記載されていますが、対象期間中に未受診の場合や、医療機関からの請求が遅れている受診分等については作成されません。医療費のお知らせは、対象期間中のすべての受診について記載されているものではありませんので、ご理解をお願いいたします。

Q. 9月から12月に受診した医療費が医療費のお知らせに記載されていないのはなぜですか。

A. 医療費のお知らせの作成には、医療機関から協会けんぽに送られてくる医療費データが必要となりますが、受診月から協会けんぽに届くまでに3ヶ月以上かかります。2月の確定申告時期に医療費のお知らせをご利用いただくため、8月受診分までを記載しております。
マイナポータル連携を行うと、例年、原則2月9日から、申告年分の1月から12月分までの医療費通知情報を確認できます。



医療費控除の申告方法等に関しましては、国税庁のホームページをご覧ください。
最寄りの税務署にお尋ねください。



全国健康保険協会 福島支部

協会けんぽ

TEL : 024-523-3918 (レセプトグループ)

12月末で年金事務所での申請書設置を終了します。

協会ホームページから印刷いただくか、下記へお問合せください。

TEL : 024-523-3915 (代表)

このチラシは協会けんぽ福島支部が作成し、日本年金機構から発送される納入告知書に同封しております。
納入告知書の請求額や保険料徴収については、最寄りの年金事務所へお問い合わせください。

令和6年12月2日から現行の健康保険証は新たに発行されなくなり、「マイナ保険証」を基本とする仕組みに移行します。

※発行済の保険証は最大1年間使用可能です。

令和6年12月2日以降、新たに従業員やそのご家族が協会けんぽに加入された際に事業主の皆様へお送りするものは以下のとおりです。

1 資格情報のお知らせ（紙製）

各種給付金の申請に必要な記号番号等の確認にご利用ください。

【入手方法】

協会けんぽに新規加入された方全員に自動的に発行します。

【医療機関等受診時の使い方】

オンライン資格確認が利用できない医療機関等を受診する際、マイナ保険証と併せて提示します。（資格情報のお知らせのみでは受診できません）

資格情報のお知らせ	
記号	12345678
番号	1234567
枝番	00
氏名	相沢 知郎
生年月日	平成元年10月1日
資格取得年月日	令和2年1月1日
保険者番号	12345678
保険者名称	全国健康保険協会 ○○支部

2 資格確認書（プラスチック製）

マイナ保険証を利用することができない方が医療機関等を受診する際にご利用ください。

【入手方法】

資格取得届や扶養異動届の資格確認書発行要否欄にをされた方に発行します。チェックをされていない方のうち、マイナ保険証をお持ちでない方には、資格取得処理完了から30～50日後に発行します。

【有効期限】

最大5年間

健康保険 資格確認書	
本人（被保険者）	00111
記号	12345678
番号	1
枝番	00
氏名	相沢 知郎
生年月日	平成元年10月1日
性別	男
資格取得年月日	令和6年12月2日
有効期限	令和11年11月30日
保険者番号	9:9:9:9:9:9:9:9
保険者名称	全国健康保険協会 ○○支部
保険者所在地	○○市○○町9-9-9

3 高齢受給者証

70歳以上の方に発行します。オンライン資格確認が利用できない医療機関等を受診する場合に必要です。

退職された方の保険証等の返却について

【保険証】

令和7年12月1日までのご退職：資格喪失届に添付して返却
令和7年12月2日以降のご退職：返却不要
※現在の保険証は令和7年12月1日までは使用可能です。

【資格情報のお知らせ】

返却不要

【資格確認書】

有効期限内のご退職：資格喪失届に添付して返却
有効期限後のご退職：返却不要

資格情報のお知らせ 及び

加入者情報(マイナンバー下4桁)をお送りします

前回送付対象とならなかった方の「資格情報のお知らせ」に関する書類を、事業所様へお送りいたします。
再度お手順をおかけしますが、ご担当者様におかれましては対象の従業員様へお渡しいたごますようお願いいたします。

【送付時期】

令和7年1月22日から2月3日

【対象者】

令和6年6月中旬から11月29日までに新規に資格取得した方（日本年金機構での処理が完了した方）

マイナンバー総合フリーダイヤル(デジタル庁開設)

☎ 0120-95-0178

平日9:30～20:00 土日・祝日9:30～17:30

※年末年始を除く

*マイナンバーカード及び電子証明書を搭載したスマートフォンの紛失・盗難に関することは24時間受付

受付内容

- マイナンバーカード、通知カードに関すること
- マイナンバーカード及び電子証明書を搭載したスマートフォンの紛失・盗難に関すること
- マイナンバー制度、マイナポータルに関すること

協会けんぽマイナンバー専用ダイヤル

TEL 0570-015-369

8:30～17:15(土日・祝日・年末年始を除く)

受付内容

- マイナ保険証、オンライン資格確認、資格情報のお知らせ、資格確認書に関すること



全国健康保険協会 福島支部
協会けんぽ